

(別紙2)

## 審査の結果の要旨

氏名 石原 遼平

20世紀以来、秦漢帝国の歴史像は、木簡を始めとする出土資料によって大きく塗りかえられてきた。しかし、行政の末端部分での労働力の徴発や使役がどのようにおこなわれていたのかを知ることでできる資料には乏しかった。今世紀になって里耶秦簡を始めとして、その実態に迫る資料が次々と発見されるようになっており、本論文は、そうした新資料を含む関係資料を網羅的に収集し、専制国家成立時期の労働編成の実態とその変遷について解明しようとした研究である。

第一部では、研究の基礎作業として、里耶秦簡中の労役関連簡牘について、従来の研究を批判的に継承しながら、文字の解読や簡牘の綴合から資料の復元をしておし、新たな歴史史料を提供した。またこうした簡牘の保存や廃棄について検討し、その資料的な性格を明らかにした。第二部では、秦漢時代の労役の類型化を試みた。秦漢時代の労役については「更」と呼ばれる輪番制度によって就労することが知られていたが、これが「徭」に含まれるかどうかの一つの問題となっていた。本論では「更」と「徭」について、それぞれ出土資料から検討をおこない、「更」(更卒)とはそれぞれの県が必要とする労働量に応じて成人男子を交代で就労させる県のスタッフとしての労役制度であること、一方、「徭」は通常県が確保する労働力では賄いきれない需要を男女の区別なく徴発して賄う臨時的な労役制度であることを論じた。これにより「更」と「徭」がそれぞれ別の来源を持つ制度であることを推定した。第三部では、漢初に廃止される犯罪者家族の没収制度である「収」と漢代に整備されていく輪番制度の「更」(更卒)の問題から秦・漢初の労役編成の変遷について論じ、「収」の本来の目的は、主要な働き手を失った戸の解体にあったため、労役制度としては効率性の低い制度であったこと、「更」の上番回数は武帝期までは三更(三ヶ月に一月上番)を基準としつつも必要に応じて県ごとに異なっていたが、昭帝期以降、全国一律六更、さらには十二更の制度へと変更されていったことを論じた。終章では、以上の内容をもとに、由来の異なるさまざま労働力を組み合わせて編成されていた秦・漢初の労役体系が、前漢時代を通じて徐々に編戸に課せられた徭役負担を軸とする体系に整理されていったことを論じた。

以上のように、本論文は基礎資料の研究から始めて、現時点で可能な限りの資料に基づいて秦・漢初の労役体系を復元して提示したものである。審査委員からは、資料の復元や解釈に一層の精密さや傍証を要する部分があること、秦・漢初の労役制度の歴史的な位置づけについてなお議論の余地があること、論文の構成について若干の改善すべき点があることなどの指摘があったが、全体として本論文の価値を大きく損なうものではない。よって、審査委員会は本論文が博士(文学)の学位を授与するに相応しいものと判断する。